

1 経緯

広島市議会では、令和3年10月から本市における食品ロスの現状や削減に向けた取組について調査・研究を続け、令和4年12月議会において議員提案による「広島市食品ロス削減推進条例」（以下「条例」という。）が可決、成立し、令和5年4月1日より施行された。

これを受け、食品ロス削減の推進に関する事項を専門的に調査審議するため、広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会（以下「審議会」という。）の中に「広島市食品ロス削減推進部会」（以下「部会」という）を設置する。

2 目的

条例は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）により本市等に義務又は努力義務が課せられている事項の確実な実施を図るため、この法律の趣旨にのっとり、本市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項（本市が実施すべき具体的な施策、食品関連事業者・農林漁業者が務めるべき具体的な取組等）を定めるものである。

本市は現在、広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中に位置付ける食品ロス削減推進計画に基づいて食品ロスの削減に関する施策を実施しているが、今後は、食品ロスの削減に主眼を置いた施策のさらなる充実や、幅広い分野にわたる施策の展開が求められる。

また、条例には「食品ロスの削減のためには、誰もが食品ロスを他人事ではなく我が事として捉え、これへの理解と行動の変革が広がるよう、本市、事業者、消費者等の多様な主体が連携して推進していくことが必要である。」とされている。

こうした施策を検討するに当たって、食品ロスに関連する事項について、様々な分野や観点から審議する必要があるため、専門的に調査審議することを目的として部会を設置する。

3 所掌事務

部会は、審議会が所掌する事務のうち、食品ロスの削減に関する事項について、環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育、その他の食品ロス削減に関連する分野等の幅広い観点から調査審議する。

具体的な調査審議内容は下記のとおり。

＜審議会が所掌する事務のうち食品ロスの削減に関する主な事項（条例に対応する施策）＞

- ・ 環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育等の食品ロス関係部局と連携の上、食品ロス削減推進計画を策定
- ・ 毎年、食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施状況を、広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会及び市議会に報告・公表
- ・ 消費者、事業者及び学生等に対し、食品ロスの削減に関する普及啓発
- ・ 食品関連事業者や農林漁業者等が実施する食品ロスに関する取組を支援
- ・ 食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対する表彰

- ・ 食品ロスの実態調査及び効果的な削減方法等に関する調査・研究
- ・ フードバンクやフードドライブ活動の支援等
- ・ 食品廃棄物の再生利用が促進されるよう、施策を策定・実施
- ・ 食品ロスの削減に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係部局相互の連携を図るための体制整備、必要な財政上の措置

4 運営について

- ・ 部会の委員は、審議会規則の規定により、審議会委員の中から指名する。（広島市食品ロス削減推進部会 委員名簿（案）は別添1のとおり。）
- ・ 部会には部会長を置き、部会に所属する委員の互選によって定める。
- ・ 部会は、必要に応じて、部会長が招集するものとする。
- ・ 部会長は、部会の事務を掌理する。
- ・ 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 令和5年度における審議会・部会のスケジュール

開催日	名称	主な審議事項等（予定）
4月27日 (木)	・ 第1回広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	(議題) 広島食品ロス削減推進部会の設置について (報告) 本市の減量化・資源化等の取組について
	・ 第1回広島市食品ロス削減推進部会	(議題) 広島市食品ロス削減推進条例の施行に係る庁内の連携部署について (報告) 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会等の取組紹介（令和4年度）について
9月上旬 (予定)	・ 第2回広島市食品ロス削減推進部会	(議題) 広島市食品ロス削減推進条例に係る本市の施策の実施状況等について
11月上旬 (予定)	・ 第2回広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	(議題) 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について (報告) 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の令和4年度における目標達成状況等、行動計画に基づく実施状況等について (報告) 食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施状況について（食品ロス削減推進部会における審議内容の報告）